

## 令和4年10月1日、令和5年4月1日採用 草加市新規採用職員を募集

問職員課 ☎922-0983 ㊟922-3098

詳細は、市ホームページ掲載の募集要項で確認を（募集要項は4月21日(木)以降に、市役所総合案内、職員課、各サービスセンター、中央図書館、市立病院で配布。市ホームページからも入手できます）。

■採用予定日 令和4年10月1日：試験区分B,C,E,G,H,I,J,L,M  
令和5年4月1日：試験区分A,D,F,K

■第1次試験 日付：6月12日(日) 会場：獨協大学  
㊟4月21日(木)午後1時～5月10日(火)午後11時59分までにインターネット（草加市電子申請・届出サービス）で。

職種	試験区分	受験資格等	採用予定人数
事務(大卒)	A	平成9年4月2日以降生まれで、大学以上を卒業または令和5年3月までに卒業見込みの人。	20人程度
事務(社会人経験者1)	B	昭和62年4月2日以降生まれで、高等学校以上を卒業し、民間企業での勤務歴が平成27年4月1日～令和4年4月1日の期間において3年以上ある人。	5人程度
事務(社会人経験者2)	C	昭和57年4月2日以降生まれで、高等学校以上を卒業し、民間企業での勤務歴が平成17年4月1日～令和4年4月1日の期間において11年以上ある人。	5人程度
土木技師(新卒者等対象)	D	平成9年4月2日以降生まれで、土木に関する学科を修めた大学以上を卒業または令和5年3月までに卒業見込みの人。	5人程度
土木技師(社会人経験者等対象)	E	昭和57年4月2日～平成9年4月1日生まれで、高等学校以上を卒業し、土木に関する職務経験を令和4年5月1日現在で2年以上有する人。	5人程度
建築技師(新卒者等対象)	F	平成9年4月2日以降生まれで、建築に関する学科を修めた大学以上を卒業または令和5年3月までに卒業見込みの人。	5人程度
建築技師(社会人経験者等対象)	G	昭和57年4月2日～平成9年4月1日生まれで、高等学校以上を卒業し、建築に関する職務経験を令和4年5月1日現在で2年以上有する人。	5人程度
建築技師(一級建築士)	H	昭和57年4月2日以降生まれで、一級建築士免許を有し、次のいずれかの要件を満たす人。 (1)建築物の意匠・構造の設計または監理に係る業務の実務経験を令和4年5月1日現在で5年以上有し、採用2年間後建築基準適合判定資格者検定を受験できる人。 (2)官公庁または指定確認検査機関において、建築基準法に基づく審査または検査業務の実務経験を令和4年5月1日現在で2年以上有し、採用後、直近の建築基準適合判定資格者検定を受験できる人。	若干名
建築技師(建築基準適合判定資格者)	I	昭和52年4月2日以降生まれで、建築基準適合判定資格者の登録をしている人。 ※実務経験年数や審査歴を考慮し一定期間の研修後、建築主事として任命する予定	若干名
社会福祉士	J	昭和57年4月2日以降生まれで、社会福祉士資格を有する人。	若干名
保健師(令和5年4月1日付採用)	K	昭和52年4月2日以降生まれで、保健師免許取得者または令和5年3月までに保健師免許を取得見込みの人。	5人程度
保健師(令和4年10月1日付採用)	L	昭和52年4月2日以降生まれで、保健師免許を有する人。	5人程度
事務(障がい者対象)	M	昭和52年4月2日～平成16年4月1日生まれで、高等学校以上を卒業し、障がい者手帳の交付を受けている人のうち、次の要件をすべて満たす人。 (1)事務職として職務の遂行が可能である人。 (2)活字印刷文による出題に対応できる人。 ※「障がい者手帳」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことをいいます。	若干名

## 社会福祉審議会委員を募集

問福祉政策課 ☎922-1234 ㊟922-1066

✉fukushiseisaku@city.soka.saitama.jp

社会福祉に関する基本的事項について意見を述べ検討する市民委員を募集します。

■対象 市内在住の18歳以上（6月10日現在）で、市の他の審議会の委員になっていない人

■募集人数 男女各1人 ■任期 6月10日～2年間

■報酬 会議1回につき7000円 ■申込期限 5月12日(木)

■公開抽選 5月27日(金)午後1時30分から市役所西棟契約課会議室

■小論文 あなたの考える地域福祉の在り方について

## 市内事業者対象の支援情報

### 認証制度取得と 展示会出展経費の一部を補助

㊟6月30日(木)までに産業振興課へ。 ☎922-3477 ㊟922-3406

#### ブランド力向上に資する認証等取得支援部門

■限度額30万円 ■募集4件

産業財産権、国際規格、JAS、グッドデザイン賞など、ブランド力向上・独自性保護のために法に基づく認証制度やそれに準ずるものを新規に取得するときに必要な経費の一部を補助（3年以内に新規取得したものも可）。

#### 展示会等出展支援部門

■限度額50万円 ■募集9件

国内・国外を問わず、新・既製品の販路拡大のため各種展示会などへ出展するときに必要な経費の一部を補助。

### リフォーム・設備投資事業者を支援

問草加地域経済活性化事業実行委員会事務局（草加商工会議所内）  
☎928-8111 ㊟928-8125

地域経済の活性化を図るため、以下の事業補助を行っています。詳細は同実行委員会事務局で配布する各事業の実施要領（同実行委員会ホームページからも入手可）で確認してください。

#### 市内リフォーム補助事業

リフォームの発注者に対して請負額の割引を行った施工業者に補助を行います。応募多数の場合は抽選。

■限度額 請負額の20%（上限10万円）

■条件 ・実行委員会に申請し「認定事業者」となること。  
・交付決定後に施行し、令和5年1月31日(火)までに工事が完了すること。

#### 市内事業所等設備投資支援事業

設備等の新設や更新を行う市内事業者に補助を行います。

■限度額 設備等の取得価格の20%（上限100万円）

■条件 新たな商品やサービスの開発、環境に配慮した設備投資を行い、原則12月末までに設置完了していること。

### 事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業

### 迅速な事業売上回復を目指す農商工団体等を支援

問産業振興課 ☎922-3477 ㊟922-3406

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の経済活動の縮小を余儀なくされている市内農商工団体等が、迅速な売上回復を目指し、製品開発や販路拡大等に取り組む事業を支援します。

■対象 ①活動実績1年以上の市内農商工団体  
②複数の①が組織する連合体  
③都市再生推進法人等のまちづくり会社等

■補助金額 1団体200万円以内（条件により加算あり）

■参加表明(必須) 4月20日(水)～5月9日(月)に産業振興課へ。

■交付申請 5月23日(月)～6月9日(木)  
※申請前に事業内容等を同課に相談ください。

■実績報告 事業完了後30日以内または令和5年1月31日(火)のいずれか早い日

## 新型コロナの影響で収入減の人対象 国民健康保険税・介護保険料

減免

問国民健康保険税…保険年金課 ☎922-1592 ㊟922-3178  
介護保険料…介護保険課 ☎922-1376 ㊟922-3279

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年に比べ3割以上減少するなど要件に該当する人は、申請により、保険税（料）の全部または一部の減免が受けられます。詳細は市ホームページまたは担当課で確認してください。

㊟納税・納入通知書（6月中旬に郵送）が届いてから最初の納期限までに申請書（市ホームページから入手可）を記入し、必要書類を添付して、担当課へ郵送。